

第三者評価結果

事業所名：金沢愛児園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画は、『児童福祉法・児童憲章・児童権利条約・保育所保育指針』のもとに保育所の役割や社会的責任に基づいて策定しています。全体的な計画には、法人の理念を反映した『保育理念、保育目標、保育方針』を作成し、法人の理念と目指す子どもの姿をリンクさせた地域性を盛り込んだ内容になっています。また発達過程を踏まえた年齢ごとの保育目標や健康支援、食育の推進、環境衛生管理並びに安全管理、災害への備え、小学校との連携など担当部門がそれぞれの計画を作成し、園の保育実践の基本的方針を示し連続性のあるものとなっています。子どもたちの状況や社会情勢等について年度末に乳児会議・幼児会議・各プロジェクトチーム等で振り返りや、話し合いを行い、主任と施設長がまとめています。年間指導計画の基礎事項が示されています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 衛生管理マニュアル、安全点検表、年間保健計画等に沿った環境整備をしています。子どもたちが安全に心地よく過ごすことができるよう、園内に加湿機能付空気清浄機を設置し、採光・温度・湿度の管理や記録、定期的な換気を行っています。保育室及び園庭、遊具や玩具類は定期的な安全点検と毎日のチェック表で点検し、消毒を徹底して安全管理、衛生管理をしています。乳児室はクッション材のパーテーションを使用し、安全性に配慮しています。パーテーションを使用したコーナーや、テーブルや家具を配置して、くつろげる場所の確保や少人数で遊び込める場所を設定し、子どもが一人になりたいときや気持ちを落ち着けたい時には一時保育室や事務室も使えるようにしています。乳児、幼児のトイレ及び手洗い場は自動水栓設備に切り替え、職員は床が濡れていないか注意し、拭き掃除をしています。布団乾燥を年4回、季節ごとに行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 子どもの発達過程や家庭環境は、入園時の面接や提出書類から把握しています。保育場面では、個人差を理解し、一人ひとりの子どもの発達に応じた対応をしています。子どもが安心して自分の気持ちを表現出来るように穏やかに寄り添い、落ち着いた雰囲気の中で自分の思いを表現できるようにしています。自分の気持ちを上手く表現できない子どもには、表情や仕草から思いや欲求を汲み取り、言葉をかけたり気持ちを代弁したり、落ち着いて過ごせる環境を整えています。保育士に優しく受け止めてもらい、安心して自分でやってみようとする意欲が育まれています。保育士は子どもに声をかける時は、急がせたり制止するような言葉は使わず、子どもに伝わる言葉に置き換えて話しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 年間保健計画に子どもの健康教育を掲げ、発育状況や健康状態を把握し、健康に過ごすための手洗い、うがい、歯磨き、早寝、早起きなど基本的な生活習慣や衛生習慣を身につけることができるように支援しています。年齢に合わせた環境整備や体調に留意し、自分でやろうとする気持ちを尊重し、見守りや言葉かけを行い、タイミングを見て必要な援助を行っています。子どもの体調や活動により、休憩時間を取り入れたり、午睡時間を調節するなどの配慮を行っています。1日の生活を見通して過ごせるように、絵カードやホワイトボード、絵本、ポスターを使って視覚からも働きかけ、自分で考えて行動できる力を伸ばすように取り組んでいます。室内遊びと外遊びなど、遊びの時間を区切り、年齢ごとに休憩時間を設けることで活動と休息のバランスに配慮しています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	b
<p><コメント> 子どもが主体的に活動できる環境を整えています。子どもの年齢や発達に合わせ保育室内の物の配置や環境を見直し、絵本や玩具、教材など、好きな遊びを選べるようにしています。保育活動では、子どものやりたいという声や思いを受け止め、話し合いで考えたことを活動に取り入れ、音楽に合わせて踊ったり、追いかっこをしたりなど身体を動かす機会を作っています。園庭には多くの遊具が設置されています。園庭の菜園で花や野菜を育て、水やり当番や収穫体験をしています。外遊びを多く取り入れ、公園まで散歩して地域の人と出会い挨拶を交わしたり、交通ルールを学んでいます。グループの当番活動や集団遊び、行事などを通して友だちとの関わりが育つように働きかけをしています。個人の道具箱や自由画帳を使い、絵を描いたり様々な活動が自由にできるようにしていますが、ダンボール制作や楽器、体操教室 表現活動などが自由に体験できているとは言えず、課題と考えています。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 0歳児は発達過程において成長の幅が大きく、個々の発達状況や特徴を把握し、保護者と連携を密にして対応しています。担当制にはしていませんが、なるべく子どもが落ち着いて過ごせる保育士が付くようにしています。落ち着いた雰囲気の中で子どもの表情や様子から、子どもの欲求を受け止め、抱っこやスキンシップを図り、穏やかに語りかけて応答的な関わりを大切に育んでいます。月齢や個人差、その日の子どもの状況に合わせて保育できるように場所や活動内容を分け、安心して過ごせるようにしています。発達に合わせた手作り玩具や、保育士の膝に抱かれて、歌や手遊びなどふれあい遊びを多く取り入れています。子どもの様子はクラス会議、乳児会議、職員会議等で全員に周知しています。0歳児クラスは看護師が配置されています。保護者とコミュニケーションを持ち、子どもや保護者の様子を把握し、アドバイスや相談に応じるようにしています。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> クラス会議やミーティングで一人ひとりの子どもの発達や様子を話し合い職員間で共有し、その子どもに合った働きかけや援助、対応をしています。保育室や園庭、ホール、プレイルームなどは、安全面に配慮し子どもが思い切り体を動かしたり、絵本コーナーや机上遊びなど好きな遊びができるようにしています。コーナー遊びの充実やパーテーションを利用して活動を分けることで、子どもが進んで遊びを楽しめるようにしています。遊びの中でトラブルになったときは、子どもの気持ちに寄り添い、話をよく聞いたうえで、お互いの気持ちを代弁し気持ちが伝わるように仲立ちをしています。幼児クラスとは、園庭遊びの際自然な関わりで一緒に遊ぶ機会を持ったり、活動を見ています。保護者とは登降園時の会話や連絡帳で情報確認しています。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 年間指導計画を基に毎月の指導計画を作成し、一週間ごとに保育に関する自己評価を行い、子どもの姿に合った保育の実践につなげています。3歳児クラスは、集団活動の中で様々な遊びを選んで経験し、楽しく過ごすことや、うまく関われなかった場合、保育士が気持ちを引き出しながら、相手の気持ちを理解できるようにしています。4歳児は、個々の得意なことが発揮できる場を作り、苦手なことも保育士や友だちと一緒に取り組み、個の力を集団に繋げられるようにしています。5歳児は、子ども自身で考えて取り組むことや協同活動を大切にしています。遊びの中で自由に得意なことを伸ばしていけるよう、場所や素材を整えています。子ども同士の関わりが主になり、保育士は見守りながら必要ところで援助しています。おたより、懇談会で子どもの育ちや活動の過程などを伝えています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 保育室内はバリアフリーになっていますが、エレベーター設備がない2階建です。障害のある子どもの特性については保護者と情報の共有・連携を図り、個別支援計画を作成し、クラスの計画と関連付けしています。支援を必要とする子どもについて職員間で話し合い、グループ活動やクラスでの活動を共にできるように配慮しています。必要に応じて地域療育センターの巡回相談や就学相談、病院等の関係機関などに助言を受け、反映させています。子どもたちには、障害を個性として伝えるような関わり方を心がけています。職員は障害に関する研修を受講して知識の習得と専門性の向上を図っています。園舎全体がバリアフリー化されていないため、環境整備が望まれます。保護者へは、障害のある子どもの保育に関して適切な情報を伝えるための取組が行われていません。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 月間指導計画の「配慮すべき事項」欄に「長時間に渡る保育」について記載し、年齢ごとに配慮する事項を確認し、安心安全な環境を整えるようにしています。朝夕の延長保育時には異年齢の子どもと一緒に遊び、ふれあって過ごしています。できる限り少人数で過ごせるように、コーナー遊びやグループ分けをし、子どもの疲れに留意して子どもがゆったりと安心して過ごせるように工夫をしています。3時のおやつはサンドイッチや混ぜご飯、おにぎりなど軽食的のものを多く提供し、延長の軽食（夕食）の提供も行っています。子どもの様子や体調、けが等の連絡事項については、各クラスの早遅番帳に早番遅番連絡簿をつけており、引き継ぎ時に確認して漏れがないようにしています。職員が交代する時に引き継ぎを十分に行い、担任以外の職員が対応しても確実に保護者に連絡が伝わるようにしています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 「全体的な計画」の中に、小学校との連携について記載し、5歳児の年間指導計画に就学に関する事項を記載しています。また 小学校入学に向けたアプローチカリキュラムを基に就学を見据えて意識することを取り入れて、保育の中で就学に期待が持てるような学校生活の話や投げかけを行っています。保護者には懇談会や個人面接を開催し、就学に向けての活動や家庭で意識すること等を説明し、クラス便りでも知らせています。地域の幼保小連携会に出席し研修会や話し合いを行っています。保育所児童保育要録は、クラス担任が作成し、主任・施設長が確認して小学校に届けています。就学先の小学校教員と引き継ぎの機会があり円滑な就学に向けての取組を行っています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 「健康管理マニュアル」及び「年間保健計画」に基づいて、一人ひとりの子どもの健康管理を行っています。毎朝の視診や体調把握を行い、発熱等体調の変化が見られたときは、病児記録簿に状態の変化を記録して保護者に伝えていきます。園内で体調変化やけが等があった時は、お迎えの時に保護者に状況を説明すると共に、翌日も保護者に連絡・確認し、職員間で周知しています。健康診断後や健康状態に関する情報は職員会議等で周知を図り、園のしおりや保健だよりで、健康に関する取組や情報を伝えていきます。SIDSについては、睡眠時にクラスごとに午睡チェック表を活用して呼吸やうつ伏せの確認を行っています。救急法については応急手当普及員認定証を持つ看護師が園内研修を実施しています。保健だよりやポスターでSIDSに関する情報を伝えていきます。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 園では身体測定を毎月実施し、園の嘱託医による健康診断は年2回（0、1歳児は3回）、歯科健診を年2回、尿検査及び視聴覚検査は3歳以上で年1回実施し、結果は個人の健康台帳と「けんこうのきろく」に記録し、「けんこうのきろく」は保護者に戻して確認してもらっています。健診の結果、要検査等直接伝えた方が良い内容は、看護師や担任から保護者に知らせるとともに、必要事項は職員会議で周知しています。保護者には検査結果について知らせてもらい、園と家庭で子どもの健康記録を共有し健康管理をしています。これらの情報は、必要により各クラスの月間指導計画や保育に反映しています。また、職員は保育の一環として、身体の仕組みや歯磨きの大切さを絵本や紙芝居等で子どもたちに知らせています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	b
<p><コメント> 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づくマニュアルにより、対応・提供・管理を行っています。アレルギー疾患・慢性疾患のある子どもについては入園前面接で保護者から聞き取りを行い、個別の対応を確認しています。保護者には医師の生活管理票をもとに担任、看護師、栄養士、主任が参加して面談を行い、個別対応等の確認をしています。保護者には、また 個別献立を作成後、担任のチェックを経て内容を確認してもらい除去食等提供の流れを説明し確認しています。子どもの状況について、変化が見られた時や状況が変わった時は直ぐ連絡を取っています。以前、子どもが痙攣を起こした事例があり、痙攣対応マニュアルを作成し、保護者と対応をすり合わせ、職員が慌てずに対応できるようにしました。職員はアレルギーについての研修を受け、新しい情報を得ていますが、他の子どもや保護者にアレルギー疾患についての理解を図るための取組は特に行っていません。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画に「食育の推進」を掲げ、「食育計画」を策定して計画的な食育を進めています。食事の時間は、配膳時から落ち着いた音楽をかけて遊びから食事に移行する雰囲気づくりをしています。幼児クラスでは、保育士が盛り付けたおかずを子どもたちが自分の席まで運びます。保育士がメニューの説明をしたあとに、一旦盛り付けた量について子どもたちに確認し、調節をしています。保育士とのやりとりをして納得した子どもは、苦手な食材も完食を目指しています。保育士は「一つ食べてみようか」「〇〇ちゃんは食べているよ」「だめだったらいいよ」などと声かけをして援助をしています。食育の一環として「三色食品群」について絵や文字で分かりやすく説明しています。栄養士、調理師は食事の様子を観察したり、声かけをしたりして子どもの声を聞いています。調理体験も食育の大事な取組の一つとして実施しています。保護者には、メニューの展示、レシピ紹介、給食だよりで食事の様子を伝えています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもが安心して食事ができるように発育状況を把握して献立・調理の工夫をしています。子どもの体調を把握して、消化の悪いものの提供を控えたり、状況によっては刻み食の提供をしています。特に0歳児は一人ひとり月齢に合わせた調理の工夫をして食事を提供しています。栄養士や調理師は子どもの食事の様子を直接観察したり、声かけをして子どもの食べる量や好き嫌いを把握しています。給食会議では、残食記録等をもとに子どもの喫食状況を把握してメニューや調理方法の見直しや分量の調整などきめ細かい検討をしています。栄養士は、季節感のある献立となるように旬の食材を使うメニューを用意しています。春のそらまめご飯や夏の冬瓜のそぼろ煮などが子どもに人気です。また、恵方巻きやちらし寿司などの行事食も喜ばれています。衛生管理は、厚生労働省が作成した「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき適切に実施しています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>家庭とは、毎日の送迎の際のコミュニケーションにより日常的に情報交換を行っています。乳児クラスは、連絡帳で毎日の子どもの様子を伝え合っています。幼児クラスはお迎えの際に確認できるよう、毎日の様子をコメント付きの写真を掲示して知らせています。毎月の園だよりでは、その月の保育のねらいを伝えており、クラス懇談会で保育内容について話しています。保育参加や運動会などの行事では、他の子どもの様子も知ることができ、いろいろな気づきがあったり、子どもの成長を実感できたりする機会になっています。保護者との個人面談では、情報交換の内容を記録に残したうえ、施設長、主任保育士に報告し、児童票と一緒にファイルしています。その内容は必要に応じて関係職員と共有し、組織として保護者支援ができるようにしています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>保護者とは、毎日の送迎の際のコミュニケーションにより信頼関係を築くようにしています。悩み事等の相談があれば面談の場を設定し、真摯に対応できる体制を整えています。面談の日程、時間は保護者の都合を優先し、プライバシーが守られ安心して相談できる部屋を用意しています。相談の内容によっては、施設長、保育主任に報告し、助言を受けたり、必要に応じて同席して対応しています。看護師、栄養士が同席し、専門的なアドバイス等もできるようにしています。状況によっては、金沢区の子育て支援の担当や児童相談所の窓口等を紹介し適切な支援が受けられるようにしています。相談の内容は記録をとり、必要に応じて関係職員が情報共有するようにしています。保護者からの相談に適切な対応ができるように、職員がカウンセリング等の知識や技術を身につける研修も期待されま</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>家庭での子どもに対する虐待等の早期発見や予防の取組をしています。虐待防止マニュアルに基づき、登園の際や着替えの時に、子どもの体に傷やあざなどがいないか観察しています。送迎時の子どもと保護者の関わり方や衣服や身体の汚れなどにも注意しています。虐待等の予防の観点から、保護者とは日頃のコミュニケーションを大事にして精神面等のサポートができるようにしています。虐待の兆候が疑われる場合には、施設長、主任保育士に報告し、必要な対応ができるようにしています。職員には、連絡、相談先として横浜市や金沢区の所管課や児童相談所の役割を説明しています。虐待防止マニュアル等に基づく職員研修の充実が求められます。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>週間指導計画、月間指導計画に基づく保育実践について、毎週、毎月クラスごとに話し合っ自己評価を行い次の計画策定につなげています。これは保育士同士の学び合いの場にもなっています。自己評価は、施設長、主任保育士の確認を得てアドバイスを受けるなど保育の質の向上に向けて組織的に取り組んでいます。また、職員は定期的に「職員自己評価表」で自己評価をしています。これは評価項目ごとに具体的な取組を記載する様式になっており、保育実践を振り返るものになっています。前年度、保育日誌の書き方について話し合い、改善につなげています。保育士の自己評価を踏まえて、保育所の自己評価を行い、その結果をホームページで公表しています。</p>	